

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月26日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第57号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「見積書等について」の次に「審査し」を加え、「財務課長に審査をさせその意見を聴いて」を「財務課長の意見を聴いて」に改め、同条第2項中「財政課長」を「総務部長」に、「主務課長」を「主務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。